

浜松市都市計画審議会会議録

都市整備 部長	次長	都市計画 課長	課長 補佐	都市総務 G L	係
------------	----	------------	----------	-------------	---

- 1 開催日時 令和3年12月17日（金）
午後1時00分から午後4時45分
- 2 開催場所 浜松市役所 本館8階 802会議室
- 3 出席状況
- | | |
|--------|--|
| 委員 | 浅野 純一郎、中野 民雄、小楠 俱由、
松島 好則、杉山 一統、小泉 翠、
倉田 清一、鈴木 真人、酒井 豊実、
堀田 治（代理）、三原 浩（代理）、
廣瀬 聡（代理） |
| 都市計画課 | 井熊都市整備部長、杉石都市整備部次長兼課長、
磯部専門監兼課長補佐、土居技監、渡邊副技監 |
| 土地政策課 | 山田都市整備部参事兼課長 |
| 市街地整備課 | 鈴木都市整備部次長兼課長 |
| 緑政課 | 廣野課長、中村副主幹、武田副主幹 |
| 道路企画課 | 小出課長 |
| 市民生活課 | 藤原専門監兼課長補佐 |
- 4 傍聴者 2人（記者：2人）
- 5 議事内容
- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 浜松都市計画都市計画公園の変更 |
| 第2号議案 | 浜松都市計画生産緑地地区の変更 |
| 第3号議案 | 浜松都市計画火葬場の変更 |
| 第4号議案 | 浜松都市計画都市計画道路の変更
（浜北馬郡線ほか2線） |

- 第 5 号議案 浜松都市計画都市計画道路の変更
(旭町鴨江線ほか 1 線)
- 第 6 号議案 浜松都市計画用途地域の変更
- 第 7 号議案 浜松都市計画土地地区画整理事業の決定
(高塚駅北第二土地地区画整理事業)
- 第 8 号議案 浜松都市計画地区計画の決定 (高塚駅北地区計画)
- 第 9 号議案 浜松市立地適正化計画の変更
- 報告事項 浜松都市計画都市再生特別地区の廃止

6 会議録作成者 都市計画課 白井

7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

1 開会

磯部専門監・・・只今から、令和 3 年度第 1 回浜松市都市計画審議会を開会する。

まず、定足数の確認を行う。本日の審議会は全委員 14 名中 12 名が出席であり、浜松市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定の定足数に達しているため当審議会は成立する。

2 会長あいさつ

磯部専門監・・・本審議会の浅野会長より、ご挨拶をお願いします。

浅野会長・・・挨拶

磯部専門監・・・これ以降は浜松市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、浅野会長に審議会の進行をお願いします。

3 議事録について

浅野会長・・・浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱により、本日の会議の議事録作成人及び署名人を指名する。議事録作成については事務局にお願いします。議事録署名人については、私と小泉委員にお願いします。

4 会議の公開・非公開の採決

浅野会長・・・次に、本日の会議の公開並びに非公開について、浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、お諮りする。

本日の案件は、「第 1 号議案 浜松都市計画都市計画公園の変更」他 8 議案及び報

告事項 1 件である。

浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、特に問題はないと思われるので、公開とすることでご異議ないか。

委員・・・「異義なし」との声あり

浅野会長・・・異義なしと認め、公開する。

5 議事

浅野会長・・・それでは議事を進める。「第 1 号議案 浜松都市計画都市計画公園の変更」について上程する。事務局の説明を求める。

《事務局（都市計画課）から概要説明》

《担当課（緑政課）から詳細説明》

浅野会長・・・事務局からの説明は以上となる。質問などあったら願います。

倉田委員・・・馬込川の整備計画との整合性及び管理者である県との協議状況について教えてほしい。

中村副主幹・・・県が策定した馬込川公園の整備計画はあるが、現段階でどこまで整備するか明確に示したものはない。今後、具体的な整備計画ができた段階で区域変更を検討する予定。所管である県浜松土木事務所とは協議し同意を得ている。

倉田委員・・・将来的に中部浄化センターの大規模改修により、今回除外する場所にハード整備されることも想定される。馬込川の拡幅の可能性も考慮した上で浄化センターの整備を検討して欲しい。

酒井委員・・・当日配布資料①の 5 ページの変更箇所拡大図によると、現在は川の両岸に同じ高さ・幅の堤防が設置されている。西側の区域を除外すると、今後、防災機能の強化が難しくなるのでは。津波対策としてなにか計画はあるのか。

廣野課長・・・河川整備は当課で把握していない。今後県で検討していくと思われる。

浅野会長・・・馬込川公園の他に旧浜松市の総合公園はどこがあるか。

中村副主幹・・・浜松城公園、佐鳴湖公園、牛山公園、舘山寺総合公園、可美公園等がある。

浅野会長・・・当日配布資料①の 2 ページに計画決定の経緯が掲載されている。都市計画決定当時は、河川沿いに公園を設置する流れがあり、本公園もこの一環で設置され

たのだと思う。しかし、近年では、この様な形状の公園は非常に稀であり、ひとつの都市計画遺産のように感じる。当初の目的を大切に考え、今後に繋げて欲しい。

浅野会長・・・特に意見がなければ、ここで本議案についてお諮りする。「第1号議案 浜松都市計画都市計画公園の変更」について、本案は原案のとおり答申するということで異議はあるか。

委員・・・「異議なし」という発言あり。

浅野会長・・・「第1号議案 浜松都市計画都市計画公園の変更」について、本案は原案のとおり答申する。

浅野会長・・・次に、「第2号議案 浜松都市計画生産緑地地区の変更」について上程する。事務局の説明を求める。

《事務局（都市計画課）から概要説明》

《担当課（緑政課）から詳細説明》

浅野会長・・・事務局からの説明は以上となる。質問などあったらお願いします。

松島委員・・・防災の観点からも生産緑地を推進してほしい。住宅地の中に農地があるが、近隣から虫等の苦情はあるか。

武田副主幹・・・担当課に対する苦情はない。土地所有者に対しては不明。

松島委員・・・区役所が年に一回現場確認を行っているはず。万が一、指導対象となった場合はどのように指導を行っているか。

武田副主幹・・・年に一回行っている。現場確認の結果、農地管理されていない等と判断した場合には、所有者に問合せをする。休耕状態の場合は、しばらく様子を見てから連絡している。

杉山委員・・・生産緑地の指定要件において法定要件の1つに「公共施設の敷地の用に供する土地に適している」とされている。今回、廃止し一般に流通予定である土地がある一方で、追加する土地もある。公共施設の敷地の用に供する土地に適しているかどうかは、どのように判断しているのか。具体的な基準を教えてください。

武田副主幹・・・必ずしも公共施設の用地として指定するものではない。公共施設の用地となり得るものを含め条件としている。

杉山委員・・・具体的な活用予定があるものではなく、公共施設として活用できる可能性があれば、容認して買取ると理解して良いか。

武田副主幹・・・はい。

酒井委員・・・令和2年度に生産緑地の地区指定の面積要件が500㎡から300㎡に緩和された。今回追加となる向宿三丁目の土地は320㎡であり、面積要件の緩和により救済された土地である。要件の緩和以降、本件以外で追加認定された土地はあるか。

武田副主幹・・・令和2年度に北区で300～500㎡の土地1箇所を指定している。今回は2件目。

酒井委員・・・都市計画区域内の農地を守っていく必要がある。要件の緩和等について、市はどのような告知を行っているか。

武田副主幹・・・農業委員会より年に一度、一定規模以上の農地所有者に対し農地台帳補完調査を行っている。その際、緑政課と農業委員会で連携し、同封する農業委員会だよりに要件緩和に関する記事を掲載し周知を行った。今後も引き続き行う。

浅野会長・・・当日配布資料②の5ページにある市街化区域農地の推移を確認すると、生産緑地制度が始まって以降の十数年で農地が半減している。農地の減少を食い止める施策をお願いしたい。

当日配布資料②の2ページに生産緑地地区で建設が認められる施設が記載されている。直売所やレストランの建設が認められるが、その際の駐車場スペースは認められるのか。

武田副主幹・・・施設の運営上必要なものは、妥当な規模であれば併設できる。

中野副会長・・・今回諮っている土地の中に既に建物が建設されている写真がある。この土地は審議事項ではなく、報告事項なのか。経緯を教えてほしい。

廣野課長・・・生産緑地は、生産緑地法において、買取り申出後、買取り希望がなかった段階で、行為制限の解除を行ったため建築が可能となる。今回の都市計画審議会は生産緑地の機能が果たされなくなったため指定の廃止を諮るものである。

浅野会長・・・特に意見がなければ、ここで本議案についてお諮りする。「第2号議案 浜松都市計画生産緑地地区の変更」について、本案は原案のとおり答申するというところで異議はあるか。

委員・・・「異議なし」という発言あり。

浅野会長・・・「第2号議案 浜松都市計画生産緑地地区の変更」について、本案は原案のとおり答申する。

浅野会長・・・次に、「第3号議案 浜松都市計画火葬場の変更」について上程する。
事務局の説明を求める。

《事務局（都市計画課）から概要説明》

《担当課（都市計画課）から詳細説明》

浅野会長・・・事務局からの説明は以上となる。質問などあったらお願いします。

倉田委員・・・合併を経て、市内には7つの斎場がある。都市計画決定がされている斎場とされていない斎場があるが、それぞれどちらか。

土居技監・・・現在都市計画決定がされているのは、②浜北斎場、③雄踏斎場のみ。今後廃止を予定している④三ヶ日斎場、⑤天竜斎場を除き、今回浜松斎場の都市計画決定をすれば、都市計画区域内の斎場は全て決定したこととなる。基本的に都市計画決定は都市計画区域内において行うため、都市計画区域外に設置されている斎場は決定されていない。また、墓園は必ずしも都市計画決定が必要な施設ではないため、現時点では決定する予定はない。

倉田委員・・・当日配布資料③の3ページに区域変更案（図）がある。都市計画決定区域に囲まれた土地は、雄踏墓地だと思うが、市所有の土地か、民地か。

藤原専門監・・・大部分が市有地だが、民地が2筆ある。どちらも地目は墓地である。

倉田委員・・・当日配布資料③の5ページの区域決定案（図）で、今回都市計画決定する土地に隣接している中沢霊園は市施設と民間施設のどちらか。また、中沢墓園は市の施設だと思うが、都市計画決定されているか確認したい。

土居技監・・・中沢霊園は市の施設である。ただし、都市計画決定はされていない。中沢墓園は戦災復興土地区画整理事業の際、周辺の寺所有の墓地を集約する目的で都市計画決定されている。

中野副会長・・・別の火葬場や霊園の設計を行った際に、都市計画区域となった場合、住宅地との離隔距離を求められた。今回、都市計画決定をすることで浜松斎場の離隔距離は必要なのか。必要な場合は確保できているのか。既にある施設を都市計画決定する場合にどのような扱いとなるのか確認させてほしい。

土居技監・・・調べて後日ご報告する。

酒井委員・・・浜松斎場がこれまで都市計画決定されていなかった理由はなぜか。

土居技監・・・浜松斎場は大正13年に設置され、昭和46年に今の形となった。これ

まで都市計画決定がなされなかったのは、都市計画決定が必須な施設でなかったためである。また、既に都市計画決定されている浜北斎場や雄踏斎場においても、設置当初からではなく大規模整備と併せて都市計画決定を行っている。浜松斎場においても今回の大規模改修に併せ都市計画決定したいと考える。

酒井委員・・・都市計画決定することで住民にどのような影響があるか。都市計画決定の効果を教えてほしい。

土居技監・・・市が長期的な視点で運営していく施設であると知らしめることができる。また、整備にあたり市民に対し説明を行うため整備が円滑に進む。雄踏斎場については、北西側に新たに市が所有していない土地を含めた区域の追加がある。地権者との合意形成が重要となる上で協議が事前に行えること、さらに、都市計画決定することで建築制限が発生し、除去が困難な建設物に規制をかけていく。これらにより、事業目線や市民への合意形成がなされやすいと考えている。

酒井委員・・・住民の合意形成は非常に大事。雄踏斎場において、周辺住民に対し丁寧な説明を行ってきたと聞いているが、合意形成の見通しを教えてほしい。

藤原専門監・・・平成28年の再編・整備方針を出して以来、地元から歓迎される施設ではないこともあり近隣住民から反対意見が挙がったが、時間をかけて丁寧に説明を続けることで、現段階では賛成まではいかなくとも斎場の増設について理解をいただけた状況である。

浅野会長・・・都市計画決定を進めていく上で、後戻りはないと理解して良いか。

藤原専門監・・・良い。

浅野会長・・・住民にとっては迷惑施設ではあるが、なくてはならない施設でもある。よく考えていかななくてはならない。

浅野会長・・・特に意見がなければ、ここで本議案についてお諮りする。「第3号議案 浜松都市計画火葬場の変更」について、本案は原案のとおり答申するということで異議はあるか。

委員・・・「異議なし」という発言あり。

浅野会長・・・「第3号議案 浜松都市計画火葬場の変更」について、本案は原案のとおり答申する。

浅野会長・・・次に、「第4号議案 浜松都市計画都市計画道路の変更（浜北馬郡線ほか2線）」について上程する。事務局の説明を求める。

《事務局（都市計画課）から概要説明》

《担当課（都市計画課）から詳細説明》

浅野会長・・・事務局からの説明は以上となる。質問などあったら願います。

倉田委員・・・自民党浜松の会派として以前から事業推進を要望している。是非、事業推進していただきたい。平面で対応する箇所について、6車線とした根拠を教えてください。

土居技監・・・パーソントリップ調査にて1日の将来交通量が最大5万7500台とされている。この数字を設計基準交通量である1万1000台/日・車線で割ると5.3車線であるため6車線で足りると判断した。

倉田委員・・・【案③】全線平面6車線でも交通量的には十分ということだが、【案②】立体化+平面6車線を選択した理由は、区間内の信号が多く、交通量を考慮すると平面で対応することが困難であると判断したためか。

土居技監・・・そのとおりである。

酒井委員・・・本道路での交通事故が多発しており、そのうち追突事故が7割あると説明があった。本計画が実現すると、渋滞の緩和及び追突事故等の削減等、現在の課題が解決すると思うが、一方で、進入路部の事故等、新たな課題も発生すると思う。どのような対策を検討しているのか。

土居技監・・・今回の都市計画決定により、現在起きている課題は改善されるだろうと予測は立てている。新たな課題については、事業の実施にあたり、事業者の方で検討することになると考えている。

杉石次長・・・説明会でも地元から信号交差点の話は出たが、信号交差点については、事業化する中で事業者が公安委員会協議をして決めることになる。

三原委員（代理）・・・信号交差点について、地元住民からはどのような要望があっているか。信号を取って欲しいなど具体的な要望はあるか。

土居技監・・・交差点がなくなることを懸念する意見はあった。今後の実施の中での検討となると回答した。

三原委員（代理）・・・立体化するならメリットを十分に発揮してほしい。

杉山委員・・・浜北馬郡線と飯田鴨江線や掛塚雄踏線の交差点において、国道1号を優先する交通比率により飯田鴨江線や掛塚雄踏線に渋滞が起きている。立体交差することで、この比率が変動し両路線の渋滞緩和も期待される。地域交通の円滑化を目的と

するならば、両路線の渋滞緩和に関する資料の提示があると分かりやすい。

鈴木委員・・・この区間は市外の方も多く利用する。近隣住民のみでなく広範囲に事業を周知することが必要。

土居技監・・・都市計画決定については告示や市ホームページ等で周知していく。事業の進捗については国土交通省より住民への説明等をしていくと聞いている。

浅野会長・・・特に意見がなければ、ここで本議案についてお諮りする。「第4号議案 浜松都市計画都市計画道路の変更（浜北馬郡線ほか2線）」について、本案は原案のとおり答申するという事で異議はあるか。

委員・・・「異議なし」という発言あり。

浅野会長・・・「第4号議案 浜松都市計画都市計画道路の変更（浜北馬郡線ほか2線）」について、本案は原案のとおり答申する。

浅野会長・・・次に、「第5号議案 浜松都市計画都市計画道路の変更（旭町鴨江線ほか1線）」、「第6号議案 浜松都市計画用途地域の変更」、「第7号議案 浜松都市計画土地区画整理事業の決定（高塚駅北第二土地区画整理事業）」、「第8号議案 浜松都市計画地区計画の決定（高塚駅北地区計画）」については関連があるため、一括上程する。事務局の説明を求める。

《事務局（都市計画課）から概要説明》

《担当課（都市計画課）から詳細説明》

浅野会長・・・事務局からの説明は以上となる。まずは、鴨江地区として「第5号議案 浜松都市計画都市計画道路の変更（旭町鴨江線ほか1線）」「第6号議案 浜松都市計画用途地域の変更」について、質問などあったら願います。

鈴木委員・・・要項46ページの拡大図によると、現行の道路南側が計画から除外される。この土地は今後どういった扱いとなるか。

小出課長・・・区域の変更により都市計画道路から除外されるが、道路として整備をしていく。

酒井委員・・・要項46ページの拡大図では真南へ抜ける道路計画がある。現状はどうなっているのか。

小出課長・・・現在はない。都市計画道路として記載している。

鈴木委員・・・本交差点では街中から来て、鴨江16号線へ進入する車が多い。今後も利用できるのか。

小出課長・・・利用できる。交差点で左折後に進入する形となる。

浅野会長・・・なるべく事故が起こらない交差点に整備することが大切。

浅野会長・・・特に意見がなければ、次の議題に移る。

委員・・・「異議なし」という発言あり。

浅野会長・・・特に意見がなければ、次に、高塚駅北地区として「第6号議案 浜松都市計画用途地域の変更」、「第7号議案 浜松都市計画土地区画整理事業の決定（高塚駅北第二土地区画整理事業）」、「第8号議案 浜松都市計画地区計画の決定（高塚駅北地区計画）」について、質問などあったら願います。

鈴木委員・・・当日配布資料⑤の9ページの設計図（案）に「調整池及び公園」と記載されている。どの様なものか。

鈴木次長・・・公園の地下に調整池を設置するもの。

杉山委員・・・現状、工業地域である場所が近隣商業地域に地域変更される。現在この区域にある工場や事業主はどのような意見をもっているか。

鈴木次長・・・令和元年から地元協議を行っている。その際、工業で利用している方からは本計画に同意するといった意思表示をいただいている。

杉山委員・・・今後この地区に商店や住宅が増えると思う。工業への対応をどのように考えているか。

鈴木次長・・・今後もより多くの賛同が得られるよう協議を進めていく。

杉山委員・・・周辺住民とよく調整して進めてほしい。また、本計画区域の北側にも工場や変電所がある。今後、北・西地域へ発展していくと思うが、それらを見越して計画を立てて欲しい。

酒井委員・・・当日配布資料⑤の9ページの設計図（案）では、区域東側に歩行者専用道路が設置され道路が遮断されている。これより駅北側ロータリーからまっすぐ東に車両で抜けることができず不便に感じる。なにか理由はあるのか。

鈴木次長・・・設計図（案）は、地域説明会にて地元の意見を聞き作成したもの。当該箇所は踏切が近く事故が心配である等の意見をいただいております、車両については別の

道路から出入りがしやすいように整備することとした。

酒井委員・・・この地域は地権者が多いと思うが何人か。また、合意形成は何割を目標としているのか。

鈴木次長・・・権利者は121名おり、現在約9割の賛同をいただいている。公共団体による事業のため、同意率に法的な定めはないが円滑に推進するため、今後もより多くの賛同を得られるよう協議を進めていく。

中野副会長・・・今後、居住誘導や商業誘導を行うにあたり、この地域のハザードマップを考慮して開発を進めてほしい。

松島委員・・・減歩率は何%か。

鈴木次長・・・減歩率は25%弱。減価補償地区になり、先行買収することにより最終的には20.5%になると思われる。

松島委員・・・保留地はどの程度あるのか。

鈴木次長・・・本地区に保留地はない。

三原委員（代理）・・・本計画区域の北側に位置する市道高塚101号線について、道路北側を拡張する予定はあるのか。

鈴木次長・・・本計画においては、市道高塚101号線北側の拡張予定はない。南側は拡張する予定。

浅野会長・・・要項68ページに適用除外に関する記載があるが、今回の用途制限に該当するものがあるのか。それとも、今後まちづくりが進み地区整備計画が決定された時を見越して設定するものか。

山田参事・・・今回該当はない。今後を見据えて設定するもの。

浅野会長・・・浜松市では立地適正化計画や拠点ネットワーク型の都市をつくる動きがある。本地区のすぐ北側は調整区域となっているが、今後、本地区の土地利用についてどのようにお考えか。

土居技監・・・現在浜松市では、土地利用方針等により調整区域の土地利用の指定に関して防災を踏まえた中で検討している。現時点で本地域をどうするか定めたものはないが、今後、調整区域全体の規制の強化を検討していきたい。

浅野会長・・・開発許可申請を受けたら許可しなければならないが、今後を見越して予

め許可をしないことがあるのか。

土居技監・・・現時点では考えていない。

浅野会長・・・今後、高塚駅南側の商業地域についてはどのように考えているのか。

鈴木次長・・・「高塚町まちづくりの会」は北側だけでなく南側を含む高塚地域全体について住民と議論をしている。駅南側にバスが進入できないといった課題の他、道幅の狭い道路も多く、問題意識を持ってはいるが、区画整理や基盤整理の実施要望までは至っていない状況。

浅野会長・・・特に意見がなければ、本議案についてお諮りする。「第5号議案 浜松都市計画都市計画道路の変更（旭町鴨江線ほか1線）」他3議案について、本案は原案のとおり答申するという事で異議はあるか。

委員・・・「異議なし」という発言あり。

浅野会長・・・「第5号議案 浜松都市計画都市計画道路の変更（旭町鴨江線ほか1線）」他3議案について、本案は原案のとおり答申する。

浅野会長・・・次に、「第9号議案 浜松市立地適正化計画の変更」について上程する。事務局の説明を求める。

《事務局（都市計画課）から概要説明》

《担当課（都市計画課）から詳細説明》

浅野会長・・・事務局からの説明は以上となる。質問などあったらお願いします。

鈴木委員・・・調整池の設置など災害リスクの軽減に努めているが、ハザードマップ等により災害リスクが確認できる資料を示すことが望ましいと考える。このエリアは市街化区域の基準である災害リスクの高い地域は除いたものとなっているのか。

渡邊副技監・・・ここでの災害リスクは、いわゆるレッドゾーンといった市街化区域から除外をする区域を示す。本エリアについても、リスクの高いハザードエリアは除外し設定している。また、立地適正化計画において防災指針記載の必要性が生じている。これは、居住誘導内にイエローゾーンがある場合は、安全確保策を示すよう法改正がされたもの。今後、立地適正化計画の変更に伴い、これらを示すよう検討を始めているところ。

鈴木委員・・・今回の場所は除外するエリアに入らないという理解で良いか。

渡邊副技監・・・良い。

杉石次長・・・居住誘導区域から除外する災害リスクの高い区域とは、土砂災害警戒区域、地滑り防止区域、津波（L2）浸水想定区域がある。この地域にこれらの該当ない。

中野副会長・・・内水についても考慮して欲しい

浅野会長・・・浜松市が立地適正化計画を最初に示したのは、津波（L2）浸水想定が公表された時期か。

杉石次長・・・防潮堤整備後の津波（L2）浸水想定を考慮して作成している。

浅野会長・・・河川の外水についてはいかがか。

井熊部長・・・当時の天竜川等の外水については考慮し設定している。

酒井委員・・・液状化現象は考慮しているか。

杉石次長・・・考慮していない。

浅野会長・・・メッシュが打てないため、液状化現象を考慮している自治体は少ない。考慮しても荒いこともあり難しい。

酒井委員・・・地盤や基礎がしっかりしていても建物が浮き上がってしまうなど、液状化現象は重要な事項である。ポイントでも良いのでチェックが必要ではないか。

浅野会長・・・今後の課題である。津波や洪水のハザードは浸水想定2mで除外しているのか。

渡邊副技監・・・津波は0mから除外している。

浅野会長・・・都市によっては0mから除外すると全域除かなくてはならない場合もあり、いかにソフト対策と組み合わせていくかが大切となる。

廣瀬委員（代理）・・・防災指針策定のスケジュールはどうなっているのか。また、誘導施設には商業施設が入っているのか。この誘導区域に誘導施設はあるのか。誘導施設として新たに呼び込む場合は、なにか支援メニューを考えているのか。

土居技監・・・立地適正化計画への防災指針の記載は、今後リスク評価等を行い、次の定期変更時である令和7年度を予定している。

渡邊副技監・・・都市機能誘導区域については、広域サービス型から生活サービス型ま

でまちづくりの方針に基づき誘導施設を設定している。主要生活拠点については、身近な生活機能サービス機能として医療、福祉や子育てを重点として誘導施設に設定しており、商業系施設は市場原理に任せているところ。また、都市機能誘導区域は全11拠点あるが、高塚駅周辺地区のみ誘導施設が0件である。今後、区画整理事業と合わせて誘導できればと考えている。誘導施設は民間施設が多い。福祉系施設などは、福祉部局と連携し、補助事業者決定時に誘導区域内であれば評価点を加算するなど対応をしているところである。

浅野会長・・・特に意見がなければ、ここで本議案についてお諮りする。「第9号議案 浜松市立地適正化計画の変更」について、本案は原案のとおり答申するということが異議はあるか。

委員・・・「異議なし」という発言あり。

浅野会長・・・「第9号議案 浜松市立地適正化計画の変更」について、本案は原案のとおり答申する。

浅野会長・・・次に、「報告事項 浜松都市計画都市再生特別地区の廃止」について事務局の説明を求める。

《事務局（都市計画課）から概要説明》

《担当課（都市計画課）から詳細説明》

浅野会長・・・事務局からの説明は以上となる。質問などあったらお願いします。

委員・・・「質問なし」という発言あり。

浅野会長・・・特に意見がなければ、「報告事項 浜松都市計画都市再生特別地区の廃止」について、聞き置くこととする。

以上で本日予定されていた審議案件は終了する。司会を事務局にお返しする。

6 閉会

磯部専門監・・・以上をもって、令和3年度第1回浜松市都市計画審議会を閉会する。

会議録署名人

◇

◇